

吉田町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年4月28日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	吉田町体育協会（教育委員会事務局）
<b>【指摘事項】</b> （平成25年9月30日吉監第27号）	
<p>(1) 補助事業実績報告書の事業費決算額合計に補助対象経費に該当しない「負担金40,630円」が計上されていた。一方、該当する「補助金85,630円」が未計上であった。従って事業費が45,000円増加となるので事業費1,770,802円とすべきである。</p> <p>(2) 補助事業実績報告書の事業費決算額合計・財源内容において利子73円が「その他」に計上されていた。 利子は「自己資金」に計上すべきである。</p> <p>(3) 補助事業実績報告書の事業費決算額合計・財源内容において補助金85,630円と負担金40,630円との差額45,000円は「自己資金」に計上すべきである。</p>	
<b>【措置の内容】</b> （平成26年3月26日吉教社第718号）	
<p>指摘事項について、吉田町体育協会へ正しい内容の書類の提出を求めた。 各指摘事項に対する措置の詳細については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 補助事業実績報告書の事業費決算額合計において補助対象経費に該当しない「負担金40,630円」が計上されていたため事業費から「負担金40,630円」を減額し、該当する「補助金85,630円」が未計上であったため「補助金85,630円」を計上し、事業費を1,770,802円に増額修正した。</p> <p>(2) 補助事業実績報告書の事業費決算額合計・財源内容において「自己資金」に計上すべき利子が「その他」に計上されていたため、「その他」から利子</p>	

73 円を減額して 66,500 円とし、自己資金に計上した。

- (3) 補助事業実績報告書の事業費決算額合計・財源内容において補助金 85,630 円と負担金 40,630 円との差額 45,000 円を「自己資金」に計上した。

以上(1)から(3)を修正した補助事業実績報告書を受理した。

指摘された事項の発生原因としては、町当局及び吉田町体育協会の補助事業に対する認識不足であったことがあげられるため、今後、同様の事態を発生させないよう、事務のチェック体制の徹底と職員の意識向上、事務能力の向上を図り事務執行の厳格化に努めるようにいたします。

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	吉田町文化協会（教育委員会事務局）
<b>【指摘事項】</b> （平成 25 年 9 月 30 日吉監第 27 号）	
<p>(1) 文化協会活動事業補助金 補助事業実績報告書の事業費決算額合計に補助対象経費に該当しない「負担金 20,000 円」が計上されていた。従って事業費が 20,000 円減少となるので事業費決算額合計は 857,645 円とすべきであり、財源内容の自己資金は 20,000 円減額の 434,646 円とすべきである。</p> <p>(2) 文芸誌発刊事業補助金 補助事業実績報告書の財源内容において事業収入 271,500 円が「その他」に計上されていたが「自己資金」に計上すべきである。</p>	
<b>【措置の内容】</b> （平成 26 年 3 月 26 日吉教社第 719 号）	
<p>吉田町文化協会へ指摘事項について説明し、正しい内容の書類の提出を求めた。指摘事項に対する措置の詳細については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 文化協会活動事業補助金 補助事業実績報告書の事業費決算額合計に補助対象経費に該当しない「負担金 20,000 円」が計上されていたため、事業費から 20,000 円減額し、事業費決算額合計を 857,645 円に修正した。また、財源内容の自己資金を 20,000 円減額し、434,646 円に修正した。</p> <p>(2) 文芸誌発刊事業補助金 補助事業実績報告書の財源内容において事業収入 271,500 円が「その他」に計上されていたため、財源内容の「自己資金」を 271,500 円増額し、0 円に修正した。</p>	

以上(1)(2)を修正した補助事業実績報告書を吉田町文化協会が提出し、これを受理した。

指摘された事項の発生原因としては、町当局及び吉田町文化協会の補助事業に対する認識不足であったことが挙げられるため、今後、同様の事態を発生させないよう、事務のチェック体制の徹底と職員の意識向上、事務能力の向上を図り、事務執行の厳格化に努めるようにいたします。

監査の種別	監査の対象（所管）
定期監査	下水道課
<b>【指摘事項】（平成 26 年 3 月 27 日吉監第 50 号）</b>	
下水道使用料の調定額計上について 12月に計上すべき、調定額 12,863 千円（10月～11月分）が未計上であった。主な原因としては、担当者が調定額の計上を失念したこと及びチェック体制が機能しなかったことによる。そのため、調定額・収入未済額・収納率が誤って算出されている。 従って、下水道使用料事務処理が適正に執行されていたとは認め難い。 今後においては、今回のような誤りが発生しないように再発防止策を講じられたい。	
<b>【措置の内容】（平成 26 年 4 月 8 日吉下第 19 号）</b>	
各月末の下水道使用料の収入状況、調定状況を翌月初日に、通帳、伝票及び出納簿により適正に処理されているか担当者、統括、課長でそれぞれ調査、確認し、併せて、会計管理者により通帳、伝票、日計及び例月收入状況を確認し、出納事務を適正に実施する。	

監査の種別	監査の対象（所管）
定期監査	都市建設課
<b>【指摘事項】（平成 26 年 3 月 27 日吉監第 50 号）</b>	
町営住宅（家賃）使用料の徴収事務及び滞納整理事務の適正化について 平成 25 年 12 月末・収入未済額は平成 23 年度末 3,549 千円、平成 24 年度末 4,961 千円、平成 25 年 12 月末 6,749 千円と年々、収入未済額が増加しているがこのような状況下において現在、町営住宅（家賃）使用料等滞納整理要綱、不納欠損基準等が未整備であり、公平負担の原則を図るうえでも要綱、	

基準等を速やかに整備し、適正な徴収事務及び滞納整理事務にあたるべきである。

従って、町営住宅使用料について適正な事務処理がなされているとは認め難い。

**【措置の内容】**（平成 26 年 4 月 25 日吉都第 231 号）

町営住宅（家賃）使用料等滞納整理及び不納欠損等の基準を速やかに整備するとともに、併せて毎月の徴収強化を行うことで、徴収事務及び滞納整理事務を適正に実施する。